

公調委令和6年（セ）第4号 江東区における超高層マンション上階からの騒音による健康被害責任裁定申請事件

決 定

（当事者省略）

主 文

申請人らの本件裁定申請をいずれも却下する。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人ら

被申請人は、申請人らに対し、314万円を支払え。

2 被申請人

本件裁定申請を棄却する。

第2 事案の概要

本件は、マンションに居住していた申請人らが、申請人ら宅の真上の居室に居住していた被申請人からの騒音によって精神的苦痛を受けたとして、被申請人に対し、損害賠償金314万円の支払を求めるとの責任裁定を求める事案である。

1 前提事実

以下の各事実は、当事者間に争いがないか掲記の各証拠及び手続の全趣旨により容易に認められる。

- (1) 申請人らは、平成27年4月以降、東京都江東区〇〇に所在するaという名称の鉄筋コンクリート造地下●階付き●階建て高層マンション（以下、「本件マンション」という。）の22階にある▲号室（以下、「申請人ら宅」という。）に居住していたが、令和5年11月に肩書住所地に転居した（乙1、手続の全趣旨）。

- (2) 被申請人は、令和2年6月に本件マンションの23階にある■号室（以下、

「被申請人宅」という。)を賃借し、これ以降、妻及び子2名(いずれも未就学児)と居住していたが、令和6年5月時点で被申請人宅から転居している(乙1、手続の全趣旨)。

(3) 申請人らは、弁護士に依頼して、令和5年4月7日午後10時頃から同月11日午前10時頃にかけて、申請人ら宅のリビングにおいて、計量法に基づく検定を受けるとともに校正を了した騒音計を用いて騒音測定を実施した(以下、「本件騒音測定」という。)(甲5、6、7、20、手続の全趣旨)。

(4) 中央環境審議会の「騒音の評価手法等の在り方について(答申)」(平成10年5月22日)は、騒音の評価手法としては、等価騒音レベルが適当である旨示しており、さらに、騒音影響に関する屋内騒音レベルの指針として、昼間(会話影響)(午前6時から午後10時まで)については45dB以下、夜間(睡眠影響)(午後10時から翌日午前6時まで)については35dB以下との指針値(以下、「屋内指針」という。)を示している(公知の事実)。

2 当事者の主張の要旨

(1) 申請人らの主張

ア 被申請人は、令和5年2月頃から、早朝から深夜に至るまで、子らも含めて歩く、走る、飛び跳ねるなど、一般的な生活音を超えた大きな音を発生させた。本件騒音測定の結果によれば、測定期間中の3日半のうちで1400回以上の騒音を確認し、朝から夜にかけて、35dBを超える騒音が何度もあり、40dB後半から50dB前半の大きな音が発生しており、深夜の時間帯にも48dBを記録するなど、昼夜問わず断続的に大きな騒音が生じている。このような騒音は被申請人宅から生じていることは明らかであり、申請人らは、被申請人に対して何度も注意をしたが、騒音は止まなかった。

イ 申請人らは、早朝から深夜に至るまで被申請人宅からの騒音にさらされ、極度の睡眠不足となり、これにより、申請人bは適応障害、申請人cは抑

うつ状態と診断された。また、申請人bは難病のdを患っているが、被申請人宅からの騒音による精神的なストレスにより、炎症の数値が悪化した。

ウ 損害額 合計 3 1 4 万円

(ア) 慰謝料 9 0 万円

(イ) 新住居に転居するための費用 2 2 4 万円

(2) 被申請人の主張

ア 申請人らは受忍限度を超える騒音被害を被っていない。すなわち、本件騒音測定は、その測定方法等が不明であり、申請人ら宅に受忍限度を超える騒音が発生していたことやその発生源が被申請人宅であることを裏付けるものではない。また、仮に本件騒音測定の結果によったとしても、測定期間中の3日半の間に、40 dBを超える音が9回、30 dBを超える音であっても80回しか発生しておらず、むしろ申請人ら宅は静謐^{ひつ}と評価されるべき環境にあったといえ、受忍限度を超える騒音が発生していないことを裏付ける。警察官及び管理会社担当者が複数回、申請人ら宅を訪問し騒音の有無を確認しているが、いずれも被申請人宅が十分な防音対策を行っており、申請人らは受忍限度を超える騒音被害を被っていないとの判断に至っているほか、管理会社担当者が近隣住民に騒音被害の有無を確認した際にも騒音被害を受けていると認識している住民はいなかったことからしても、申請人ら宅に受忍限度を超える騒音が発生していないことは明らかである。

仮に申請人ら宅に受忍限度を超える騒音が発生していたとしても、被申請人は令和2年6月に被申請人宅に入居しているにもかかわらず、申請人らが騒音苦情を訴えるようになったのは令和5年2月になってからであること、本件マンションは上階からの衝撃音を遮断するに十分な防音性能を備えており、被申請人宅においても厚さ2 cmほどのマットを床全体に敷くなどの十分な防音対策をとっていることに加え、申請人らが被申請人やそ

の家族の不在時にも騒音の通報をしていることなどからすれば、騒音の発生源が被申請人宅ではない。

イ 申請人らが主張する損害については、争う。

第3 当裁定委員会の判断

1 認定事実

前記前提事実、文中掲記の証拠及び審問の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) 本件マンションの構造等

ア 本件マンションには、二重床及び二重天井が施されており、二重床材として300mm以上のコンクリートスラブが用いられており、軽量床衝撃音と重量床衝撃音に対し高い防音性能を有している（甲3）。

イ 被申請人は、申請人らから騒音の苦情を受け、被申請人宅のエントランス以外の床に厚さ2cmくらいのマットを敷き詰めた（乙4）。

(2) 本件の経緯

ア 申請人らは、令和5年2月以降、上階からの音が気になり、本件マンションの管理会社に相談するようになった。これを受けて、管理会社は同月19日から同年3月1日までの間、4回にわたり、居住者から生活音に伴う騒音の苦情があったが、騒音の発生源である該当住戸の特定が難しいとして、騒音の注意を促すビラをマンション内の幅広い住戸に投函した。（甲1、4）

イ 申請人らは、同月1日、本件マンションに居住する知人6世帯に対し、上の階の居住者の足音が全部聞こえるか質問したところ、どの世帯からも歩く足音は全くしないと回答された（甲1）。

ウ 管理会社は、同月初旬頃、申請人ら宅の周辺住戸に対して騒音被害調査を実施したが、多少の音は聞こえるが、騒音被害と捉えている住戸はなく、同月11日に申請人らにその旨を告げた（甲1、乙2、3）。

エ 申請人らは、同月４日以降、警察に騒音被害を通報するようになり、同月１４日の通報時には、警察官及び管理会社担当者が申請人ら宅及び被申請人宅を訪れ、被申請人宅であえて音を発生させ、申請人ら宅で音を確認したが、その際、警察あるいは管理会社から、被申請人に対して、騒音苦情に対する具体的な対策の指示や要請はなされなかった。その後も、申請人らは、同年１１月３日に転居するまでの間、多数回にわたり警察に騒音被害を通報し、多い日は同日に複数回の通報に及ぶこともあった。（甲１、乙４）

オ 申請人らは、同年６月に本件騒音測定を依頼した弁護士とは別の弁護士に騒音被害に関して被申請人との示談交渉を依頼し、被申請人も本件裁定手続の代理人弁護士に申請人らとの交渉を依頼したが、両代理人間の協議は進展しなかった（甲８～１０）。

２ 判断

(1) 公害等調整委員会の裁定制度を利用するためには、「公害に係る被害」についての紛争であることが前提となる（公害紛争処理法（以下、「法」という。）４２条の１２第１項）。そして、法２条は、「この法律において『公害』とは、環境基本法（中略）第２条第３項に規定する公害をいう。」と定め、環境基本法２条３項は、「この法律において『公害』とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる（中略）騒音（中略）によって、人の健康又は生活環境（中略）に係る被害が生ずることをいう。」と定める。そこで、申請人らが主張する騒音が、相当範囲にわたる人の健康又は生活環境に係る被害を生じさせるものといえるか検討する。

(2) 申請人らが主張する騒音は、被申請人が被申請人宅において子らも含めて歩く、走る、飛び跳ねることによる上階からの衝撃音であり、個体伝播音^ばとして被申請人宅の直下にある申請人ら宅には最も伝わりやすい音である。

本件騒音測定は、弁護士により法令所定の規格を満たす騒音計を用いて実施されたものであり、申請人ら宅における騒音レベルの測定として相応の信頼性を有するものと認められるところ、その結果（甲 7）によれば、3 日半の測定期間中、3 0 d B を超えるような音が数十回程度測定されているが、昼間 4 5 d B、夜間 3 5 d B を超えるような音は全期間を通じて 5 回程度しか測定されておらず、このうち 5 0 d B を超えたのは 1 回（5 2 d B）だけであり、ほとんどの時間帯においては、騒音レベルは 3 0 d B 以下であった。しかも、これらは瞬間のピーク時の騒音レベルを記録するにとどまり、屋内指針の前提とする時間区分ごとの全時間（昼間 1 6 時間、夜間 8 時間）を通じた等価騒音レベルに引き直すと、夜間及び昼間とも、優に屋内指針（昼間 4 5 d B、夜間 3 5 d B）を下回ることは明らかであり、被申請人宅から受忍限度を超えるような騒音が申請人ら宅に到達しているとはいえない。

申請人らは、本件騒音測定の結果を記録した表（甲 7）は、めばしいものをピックアップしただけで、実際はもっと騒音が生じている旨主張するが、申請人らは、仮に上記表に記載したもの以外にも大きな騒音が発生していたのであれば、証拠として提出することは容易であるにもかかわらず、甲 7 以外に証拠を提出しないから、申請人らの主張は採用できない。かえって、甲 7 の「音の性質・その他備考」欄において、申請人らが騒音であると指摘する ^{おびただ} 夥しい数の物音は、被申請人の日常生活に伴い必然的に生じる音であり、本件マンションは、二重床及び二重天井が施されており、高い防音性能を有していることや被申請人において床にマットを敷くなどの配慮も行っていることも勘案すると、これらをもって受忍限度を超える騒音と評価すべきものでもない。このことは、申請人らの多数回にわたる相談に対して、警察又は管理会社から、被申請人に対して、申請人らからの騒音苦情への具体的な対策等の要請がなされていないことから ^{うかが} 窺えるところである。

以上のとおり、被申請人宅からの騒音は、最も伝わりやすい申請人ら宅に

受忍限度を超えるレベルの騒音として到達していない以上、同じマンション内の周辺住居にも伝播していないことは明らかであり、このことは、既に述べたとおり申請人ら宅の周辺の住戸において、騒音被害を訴えている住民がいないことから裏付けられる。

そうすると、被申請人宅から発生する音は、相当範囲にわたる人の健康又は生活環境に係る被害を生じさせるものとは認められないから、公害に該当しない。

したがって、本件裁定申請は、法第42条の12第1項の「公害に係る被害」についての紛争には該当せず、申請の要件を欠く不適法なものとして、却下の決定をするのが相当である。

3 結論

よって、法42条の13第1項の規定に基づき、申請人らの本件裁定申請を却下することとし、主文のとおり決定する。

令和6年7月30日

公害等調整委員会裁定委員会

裁定委員長 永 野 厚 郎

裁 定 委 員 北 窓 隆 子

裁定委員加藤一実は、差支えがあるため署名押印することができない。

裁定委員長 永 野 厚 郎